告示

○内閣府告示第五百二十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六十二号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年二月二十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業

○内閣府告示第五百二十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六十三号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年二月二十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業及び都市公園占用保育所等施設設置事業

○内閣府告示第五百二十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百四十号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年二月二十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び法人農地取得事業

○内閣府告示第五百二十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六十四号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年二月二十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業及び国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

○総務省告示第七十六号

市の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条第十項の規定に基づき、沖縄県那覇市と豊見城市との境界が平成二十八年六月九日に次のとおり確定した旨、最高裁判所から通知があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月九日

総務大臣　山本　早苗

○総務省告示第七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第五十三号（市町の境界変更の件）により大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を次のように定める。

平成二十九年三月九日

総務大臣　山本　早苗

属する区域	選挙区
本庁管内	宮城県第六区
大崎市田尻総合支所管内	宮城県第五区

○総務省告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第三百十四号（都県の境界にわたる市の境界変更の件）により相模原市に編入する区域として告示された区域のうち、緑区に属する区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を次のように定める。

平成二十九年三月九日

総務大臣　山本　早苗

神奈川県第十四区